**様式第９号**（第29条関係）

工事請負請書

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 工　　　期 | 着工　　　　　年　　月　　日  完成　　　　　年　　月　　日 |
| 工事を施工  しない日 |  |
| 工事を施工  しない時間帯 |  |
| 請負代金額 | ￥  　内　工事代金　￥  　訳　消費税額及び地方消費税額　￥ |
| 請負代金の  支払方法 | 完成検査完了後払い |
| 工事の方法 | 米沢市から指示された施工方法により設計書・仕様書及び図面は、別添のとおり。 |

上記の工事請負契約履行については、米沢市契約規則及び裏面に定める諸条件を遵守し、請負契約を約諾する。

上記確認のため、この請書を提出します。

年　　月　　日

米沢市長　あて

受 注 者　住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

|  |
| --- |
| 印　紙 |

（注）　（　）書は、消費税及び地方消費税の納税義務者の場合使用すること。

（裏面）

記

**（総　則）**

**第１条**　この条項において、「発注者」とは米沢市をいう。

**（変更請書）**

**第２条**　この請書による条件を変更する必要があるときは、変更請書により行なうものとする。

**（検査及び引渡）**

**第３条**　受注者は、工事を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して工事完成通知書を提出しなければならない。

**２**　発注者は、前項の完成通知書を受理したときは、その日から1４日以内に目的物について検査を行なわなければならない。

**３**　受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して、再検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完了とみなして前２項の規定を準用する。

**４**　受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

**（契約の解除）**

**第４条**発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、契約に別段の定めがあるときのほか、契約保証金は、市に帰属するものとする。

(1)　故意又は過怠により期限内に契約を履行する見込みがないとき。

(2)　契約の締結後、自己の都合その他正当な事由なくして解約を申し出たとき。

(3)　契約締結後、その入札に関し不正の行為があったことを発見したとき。

(4)　無資格者であるとことが判明したとき。

(5)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

　 ア　役員等（契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が米沢市暴力団排除条例（平成２４年米沢市条例第１号）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

　 イ　暴力団（米沢市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　 ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

　 エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　 オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　 カ　下請契約若しくは再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　 キ　契約者が、アからオまでのいずれかに該当するものを下請契約若しくは再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(6)　その他契約条項に違反し、又は発注者若しくは関係職員の指揮及び監督に従わないとき。

**２**　前項の規定によって契約を解除した場合において、契約保証金を免除しているときは、契約金額の１００分の１０以上の違約金を徴収するものとする。

**（契約外の事項）**

**第５条**　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。